無戸籍 待たれる支援

国把握の実態「ごく一部」

就学めぐり 対応ばらつく

戸籍のない小中学生ら142人の実態が文部科学省の調査で明らかになった。しかし、対象は役所が把握できた、ごく一部の子に限られている。実際には、いまも学校に行けていない子どもや、学校に通えないまま成人した人もおり、幅広い支援が求められている。

▼1面参照

「無戸籍の15歳です。学校には行ってないです。私自身を証明するものがなく、困っています」（広島の女性）

「小学生の子どもがいるが、戸籍がなく学校に通っていません。どうしたらいいですか」（三重の男性）

民間支援団体「民法772条による無戸籍児家族の会」の代表、井戸正枝さん(49)のもとにはメールや電話で全国から相談が寄せられる。井戸さんは支援につなげようとしたが、2人とも連絡が途絶えた。

今回の調査対象は役所が把握できた子に限られる。井戸さんは「無戸籍を解消するための調停や裁判の統計から、無戸籍者は大人を含め、少なくとも1万人と推定される」という。

家族の会には、役所に相談しても解決しなかった人からも相談がくる。

兵庫県の30代女性は小学3年から学校に通えるようになった。6歳の時、母親が役所に相談したが「戸籍がないから無理」と断られ、直接校長にかけあった。ただ、女性は授業についていけず、中学は休みがちになり、高校は行かなかった。

関東地方の30代のきょうだい2人は義務教育を一度も受けていない。親が出産費用を払えず、病院から出産証明書をもらえなかった。親は役所に相談に行ったが未払いを責められ、「学校に行ったら、居場所が分かって罪に問われるのではないか」と心配した。

厚生労働省は2007年、戸籍や住民票がなくても児童手当や乳幼児健診などの行政サービスを受けられると自治体に通知。自治体はそれぞれの判断で住民票を発行し、義務教育の機会を設けるなどしている。しかし国の方針を知らない担当者がおり、対応にばらつきがあるのが実態だ。

井戸さんは「最初の相談ですくい上げることがまず大事。行政は不就学のまま成人した人から聞き取りをし、原因や課題、接触しやすくなる方法を考えなければならない」と話す。

「家族の会」の連絡先は03・5981・8205。

■無戸籍の小中学生が抱える生活上の課題の例

- 保護者の理解が得られず戸籍記載の手続きが進まない
- 不登校で学力に課題
- 足し算・引き算の繰り上がり、繰り下がりが難しく、九九ができない
- 漢字を読めるが書けない
- 身体的虐待や入浴が滞るなどのネグレクトの疑い
- 児童養護施設へ入所中
- 離婚などにより家庭環境が不安定
- 不登校だが保護者との連絡がとりにくい状況
- 給食のない日は欠席がち
- 児童手当の申請ができておらず、予防接種も受けていない

（文科省の調査結果から）

背景に経済的困窮

文科省の調査では、生活上の課題の有無も聞いた。「ある」と答えた23人（16・3％）に対し、自由記述で状況を聞いたところ、学力や家庭環境をめぐる困難を抱えている現状が浮き彫りになった＝表。

文科省によると、学習の遅れの背景には未就学期間があったり、経済的に苦しく塾に通えなかったりするなどの事情がある。また、一人親で仕事を掛け持ちしていれば、子どもの世話や公的機関の手続きに手が回りにくくなる。戸籍がないので行政サービスが受けられないとの誤解もあるとみられるという。

（高浜行人）

勉強会開く自治体も

実際には、義務教育を受けられないまま成人する人もおり、教育支援に乗り出した自治体もある。

兵庫県明石市の元小学校教諭、大江平治さん(65)は今年3月までの半年で計5回、市内で働く無戸籍の40代男性に算数を教えた。明石市が昨年10月、無戸籍者のための相談窓口を開設。市教委が教育支援として大江さんに依頼した。

男性は母親と転々とし、学校に行けなかった。読み書きはできたが算数が苦手。一日7千円で3日働いたらいくらもらえるか、弁当のおつりはいくらか、手持ちのお金であと何日暮らせるか。大江さんは3ケタの足し算引き算、九九や割引の計算を教えた。

男性は意欲的でのみ込みが早く、問題ができた時はハイタッチして喜んだ。

「学校に行っていたら、すごく伸びていたと思う。教育は生活の『武器』を身につけること。もっと早く救えなかっただろうか」と大江さん。

市は「民法772条による無戸籍児家族の会」と覚書を交わし、会を案内して相談や法的解決にもつなげる。

滋賀県は昨年から、教育委員会や市町担当者らが庁内で無戸籍の勉強会を開いている。担当者は「職員に無戸籍についての認識がなかったため、当事者の苦労の状況がわからない。まずは情報共有が必要」という。

（中塚久美子）